

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和4年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、以下の事務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務 ⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>本市において、特定個人情報のファイルは以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の履歴の管理に関する事務 ③給付の支給に関する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、AI-OCR、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事業に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第10項、第93項の2</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条、第67条の2</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。) 第12条の2、12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、16の3、18、115の2項</p> <p>番号法別表第二命令 第12条の2、第12条の2の2、第13条、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原市役所 健康福祉部 健康課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3515

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月1日	システムの名称			事前	再実施
令和3年1月6日	I 1. ① 事務の概要	<p>予防接種法の規定に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>①予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>③予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>④予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>⑥予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務</p> <p>本市において、特定個人情報のファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種の履歴の管理に関する事務</p> <p>③給付の支給に関する事務</p> <p>④予防接種の実費の徴収に関する事務</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>①予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>③予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>④予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>⑥予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務</p> <p>⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>本市において、特定個人情報のファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種の履歴の管理に関する事務</p> <p>③給付の支給に関する事務</p> <p>④予防接種の実費の徴収に関する事務</p>	事前	
令和3年1月6日	I 1. ③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、AI-OCR	事前	
令和3年1月6日	I 3. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項、第93項の2</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条、第67条の2</p>	事前	
令和3年1月6日	I 4. ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2、17、18、19項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。) 第12条の2、12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2、16の3項</p> <p>番号法別表第二命令 第12条の2、第12条の2の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。) 第12条の2、12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2、16の3、115の2項</p> <p>番号法別表第二命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	事前	
令和3年1月6日	II 1. いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年1月6日時点		
令和3年1月6日	II 2. いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年1月6日時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	I 1. ② 事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>①予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>③予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>④予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>⑥予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務</p> <p>⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>本市において、特定個人情報のファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種の履歴の管理に関する事務</p> <p>③給付の支給に関する事務</p> <p>④予防接種の実費の徴収に関する事務</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>①予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>③予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>④予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>⑥予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務</p> <p>⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 <p>本市において、特定個人情報のファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種の履歴の管理に関する事務</p> <p>③給付の支給に関する事務</p> <p>④予防接種の実費の徴収に関する事務</p>	事後	
令和3年4月28日	I 1. ③ システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、AI-OCR	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、AI-OCR、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月28日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項、第93項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条、第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項、第93項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年4月28日	II 1. いつの時点の計数か	令和3年1月6日時点	令和3年4月28日時点		
令和3年4月28日	II 2. いつの時点の計数か	令和3年1月6日時点	令和3年4月28日時点		
令和3年9月21日	I 1. ② 事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>①予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>③予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>④予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>⑥予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務</p> <p>⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 <p>本市において、特定個人情報のファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種の履歴の管理に関する事務</p> <p>③給付の支給に関する事務</p> <p>④予防接種の実費の徴収に関する事務</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>①予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務</p> <p>③予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務</p> <p>④予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>⑥予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務</p> <p>⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>本市において、特定個人情報のファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種の履歴の管理に関する事務</p>	事後	
令和3年7月27日	II 1. いつの時点の計数か	令和3年4月28日時点	令和3年9月21日時点		
令和3年7月27日	II 2. いつの時点の計数か	令和3年4月28日時点	令和3年9月21日時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月11日	I 3. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項、第93項の2</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条、第67条の2</p> <p>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項、第93項の2</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条、第67条の2</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和4年1月11日	I 4. ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。) 第12条の2、12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2、16の3、115の2項 番号法別表第二命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。) 第12条の2、12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、16の3、18、115の2項 番号法別表第二命令 第12条の2、第12条の2の2、第13条、第59条の2</p>	事後	
令和4年1月11日	II 1. いつの時点の計数か	令和3年9月21日時点	令和4年1月11日時点		
令和4年1月11日	II 2. いつの時点の計数か	令和3年9月21日時点	令和4年1月11日時点		
令和4年1月11日	IV 8. 実施の有無	[○]自己点検 []内部点検 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部点検 []外部監査	事後	